

公安委員会 決裁資料	鹿児島県地方警察職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	令和7年4月24日 警務課
<p>1 改正理由 令和6年人事院報告を踏まえ、育児を行う職員の仕事と生活の両立支援の拡充を図るため、所要の改正をしようとするもの</p> <p>2 改正条例 鹿児島県地方警察職員の勤務時間、休暇等に関する条例</p> <p>3 改正内容 <u>子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置</u>として次の内容を義務づけ</p> <p>(1) 職員が本人又は配偶者が妊娠し、出産したこと等を申し出た場合における出生時両立支援制度等の情報提供・意向確認</p> <p>(2) 3歳に満たない子を養育する職員に対する育児期両立支援制度等の情報提供・意向確認</p> <p>4 施行期日 令和7年10月1日</p>		